破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第３３０号
奈良県橿原市栄和町11番地の２　サニークレスト橿原神宮前304号
債務者　荒川　英和
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３４２号
奈良県磯城郡田原本町大字宮古296番地16、住民票上の住所京都府木津川市木津池田107番地22
債務者　岡本　泰子（旧姓大島）
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３５５号
奈良県橿原市土橋町209番地の８
債務者　山本　紘司
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３６７号
奈良県橿原市新賀町307番地の１清水住宅
債務者　福島　正子
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３６９号
奈良県香芝市北今市７丁目873番地の１グローリータウンＡ102号
債務者　芝下　真弓
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第６５号
北海道紋別郡湧別町曙町73番地
債務者　大谷　和也
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで　釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第６７号
北海道網走郡美幌町字美富56番地の１　公住４号棟103号
債務者　小笠原隆雄
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで　釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第６８号
北海道北見市青葉町11番18号　佐呂間ハイツ１－１号
債務者　古澤　　優
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで　釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第２５２号
埼玉県草加市瀬崎町556番地
債務者　村串　善宏
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第２５３号
埼玉県草加市瀬崎町556番地
債務者　村串久美恵
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３４３号
埼玉県越谷市千間台西１丁目69番地６Ｆ．Ｉ．Ｓ．越谷寮、住民票上の住所埼玉県春日部市粕壁３丁目10番45―802号
債務者　宗形　立夫
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３７７号
埼玉県草加市八幡町56番地２　ベルドゥムール草加八幡103号
債務者　藤井真記子
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第７４９号
千葉県船橋市山手３丁目11番２―204号
債務者　佐藤　俊子
１　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第７５４号
千葉県船橋市夏見３丁目30番25―612号
債務者　田中　千春
１　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第７８３号
千葉県市川市妙典１丁目13番12号サンハイム鶴ヶ谷Ａ103号
債務者　石垣　　純
１　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第７９０号
千葉県八千代市高津695―３　レオパレスひなた206、住民票上の住所千葉県鴨川市成川146番地６
債務者　上野　亮太
１　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第８１６号
千葉市美浜区真砂５丁目16番10棟308号
債務者　豊田　志津
１　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係